### 第八十号議案

# 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例(平成十二年仙台市条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「第四十一条の三の三第二項」を「第四十一条の三の十一第二項」に改める。 第二条の三第一項中「第百三十九条の二第二項第二号」を「第百三十九条の三第二項第二号」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

理由

由である。 要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理 租税特別措置法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所

### 第八十一号議案

## 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条 例の一部を改正する条例

号)の一部を次のように改正する。 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年仙台市条例第四十七

一項」を「附則第六条第一項」に改める。 第二条第一項中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、 同条第二項中「附則第九条第

门 门

この条例は、公布の日から施行する。

理由

を改正する必要がある。 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、 これが、 この条例案を提出する理由である。 現行条例の一部

## 部を改正する条例 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一

の一部を次のように改正する。 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第五十二号) 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

別表第一に次のように加える。

	画区域	岩切山崎今市東地区整備計
山崎、同字山神北、同字山神南及び燕沢字北田の各一部	目,岩切字一本杉中,同字一本杉南,同字今市東,同字中江北,同字	J山崎今市東地区整備計   仙台市宮城野区岩切字一本杉北の全部並びに岩切一丁目,燕沢東一丁

別表第二卸町地区整備計画区域駅前商業地区の項の次に次のように加える。

駅削辺接 / 神杠, 守院, 教会での地に花りに親する6 地区 の イ ゴルフ練習場又はバッティング練習場 ウ 勝馬投票券発売所,場外車券売場その他こ	東習場の色い
75	売場その他こ
エ カラオケボックスその他これに類するもの	に類するもの
才 自動車教習所	
力 畜舎	
キ 劇場,映画館、演芸場若しくは観覧場又は	観覧場又は
店舗 (卸売業の用に供するものを除く。),	を除く。),
飲食店、展示場、遊技場その他これらに類す	れらに類す
る用途に供するものでその用途に供する部分	供する部分
(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に	場の用途に
供する部分にあっては、客席の部分に限る。)	かに限る。)
の床面積の合計が10,000平方メートルを超え	トルを超え
5 t 9	
ク 風営法第2条第1項各号に掲げる営業:	る営業,同
条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13	」は同条第13
項の接客業務受託営業を営むもの	
ケ 集会場又は集会所(葬儀を行うことを主た	ことを主た
る目的とするものに限る。)	

			泳場、スキー場、ゴルフ練習場又		
			ク ボーリング場,スケート場,水		
トル以上			げる工場		
ŋ, 1 メー			キ 法別表第2(ぬ)項第3号に掲		
ものに限			力 公衆浴場		
上にある			に類するもの		
の面より			オ 神社, 寺院, 教会その他これら		
する道路			学校又は各種学校		
敷地が接			エ 学校(幼稚園を除く。), 専修		
等でその			圉		
分の外壁			ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長		
地階の部		メートル	イ 兼用住宅	B海区	
1階及び	すべての道路	500平方	ア 住宅	流通業務	
トル以上					
り, 1メー	を含む。)				
ものに限	分にある隅切				
上にある	と接続する部				
の面より	四番丁岩切線		超えるもの		
する道路	3 · 4 · 43 11		面積の合計が300平方メートルを		
敷地が接	(都市計画道路		ものでその用途に供する部分の床		
等でその	以外の道路		ケ 自動車修理工場の用途に供する		
分の外壁	四番丁岩切線		するもの		
地階の部	3 · 4 · 43 11		ク 店舗、飲食店その他これらに類		
1階及び	都市計画道路		キー畜舎		
トル以上			カ 自動車教習所		
り, 5メー			類するもの		
ものに限			オ カラオケボックスその他これに		
上にある			理施設		
の面より			げる危険物貯蔵施設又は危険物処		
する道路			エ 法別表第2(る)項第2号に掲		
敷地が接			(る) 項第1号に掲げる工場		
のそう無			ウ 法別表第2(ぬ)項第3号又は		画区域
分の外壁	四番丁岩切線		イ 公衆浴場		区整備計
地階の部	3 · 4 · 43北	メートル	に類するもの	A地区	今市東地
1階及び	都市計画道路	500平方	ア 神社, 寺院, 教会その他これら	流通業務	岩纫山崎

						×		· · · · · ·																											
					地区	ス施設A	道サービ	業務・沿																											
公衆浴	に類するもの	オ 神社、寺院、教会その他これら	学校又は各種学校	エ 学校(幼稚園を除く。), 専修	ĬŦII	ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長	イ 兼用住宅	ア 住宅	務受託営業を営むもの	特殊営業又は同条第13項の接客業	る営業,同条第5項の性風俗関連	ツ 風営法第2条第1項各号に掲げ	超えるもの	面積の合計が300平方メートルを	ものでその用途に供する部分の床	チ 自動車修理工場の用途に供する	10,000平方メートルを超えるもの	途に供する部分の床面積の合計が	類する用途に供するものでその用	タ 展示場、遊技場その他これらに	150平方メートルを超えるもの	に供する部分の床面積の合計が	する用途に供するものでその用途	ソ 店舗、飲食店その他これらに類	遍	セ 劇場,映画館,演芸場又は観覧	ス 畜舎	シ 自動車教習所	サーホテル又は旅館	類するもの	コ カラオケボックスその他これに	券売場その他これらに類するもの	的場,勝馬投票券発売所,場外車	ケーマージャン屋、ぱちんこ屋、射	はバッティング練習場
							メートル	200平方																											
							すべての緊地	すべての道路																											
							ル以上	1 メート																											

- ス	業務・沿道サービ		
ウ 共同住宅, 寄宿舎, 下宿又は長屋 屋 工 学校(幼稚園を除く。), 専修 学校又は各種学校 オ 神社, 寺院, 教会その他これら に類するもの カ 公衆浴場	<ul><li>ア 住宅</li><li>イ 兼用住宅</li></ul>	第3号に掲げる工場  ケ ボーリング場、スケート場、水 泳場、スキー場、ゴルフ練習場又 はバッティング練習場  ケ マージャン屋、ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投票券発売所、場外車 券売場その他これらに類するもの コ カラオケボックスその他これに 類するもの  中 ホテル又は旅館  シ 自動車教習所  ス 畜舎  セ 劇場、映画館、演芸場又は観覧  場  フ 店舗、飲食店その他これらに類 する用途に供するものでその用途 に供する部分の床面積の合計が 1,500平方メートルを超えるもの 夕 展示場、遊技場その他これらに 類する用途に供するものでその用途 に供する部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの チ 風営法第2条第1項各号に掲げ る営業、同条第5項の性風俗関連 特殊営業又は同条第13項の接客業 務受託営業を営むもの	キ 法別表第2(ぬ)項第2号又は
	200平方 メートル		
	すべての道路すべての隣地		
	1メートル以上		

	A地区	ビス施設	近隣サー																																
प्रा	₽ V	$\prec$	Y	ZIIŁ	$\bigvee$	ᆔ	2/0	Ÿ	<del>  </del>	H	Æ	4	1	7,7	**	Ø	_	-	\o[.	~	揚	4	×	<b>(</b> "	#	**	Ц	<b>(</b> )	ЫЩ	4	~	<i>\( \tilde{V} \)</i>	Z	和区	#
屈	共同住宅,寄宿舎,下宿又は長	兼用住宅	住宅	業を営むもの	又は同条第13項の接客業務受託営	同条第5項の性風俗関連特殊営業	る営業 (ぱちんこ屋を除く。),	風営法第2条第1項各号に掲げ	超えるもの	面積の合計が300平方メートルを	ものでその用途に供する部分の床	自動車修理工場の用途に供する	10,000平方メートルを超えるもの	途に供する部分の床面積の合計が	類する用途に供するものでその用	展示場,遊技場その他これらに	1,500平方メートルを超えるもの	に供する部分の床面積の合計が	する用途に供するものでその用途	店舗、飲食店その他これらに類	洞	劇場,映画館,演芸場又は観覧	<b></b> 畜舎	自動車教習所	ホテル又は旅館	類するもの	カラオケボックスその他これに	これらに類するもの	票券発売所,場外車券売場その他	マージャン屋、射的場、勝馬投	はバッティング練習場	泳場、スキー場、ゴルフ練習場又	ボーリング場,スケート場,水	第3号に掲げる工場	法別表第2(ぬ)項第2号又は
		メートル	200平方																																
		すべての緊地	すべての道路																																
		ル以上	1 メーナ																																

	近霧サー ドス施設	
に かがく 減は を	ア 学校 (幼稚園を除く。), 専修学校又は各種学校	工 学校(幼稚園を除く。), 専修学校又は各種学校 オ 神社, 寺院, 教会その他これらに類するもの カ 公衆浴場 キ 工場(店舗等の内に附設され、かつ, その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。) ク ボーリング場, スケート場, 水泳場, スキー場, ゴルフ練習場又はバッティング練習場ケ ホテル又は旅館コ 自動車教習所サ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎シ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場ス 法別表第2(ほ)項各号に掲げる建築物
	165平方 メートル	
	すべての道路すべての凝地	
	1メートル以上	

<ul> <li>C地区 学校又は各種学校</li> <li>イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>ウ 工場(店舗等の内に附設され、かつ、その作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)</li> <li>エ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又</li> </ul>	イ 神社, 寺院, 教 に類するもの ウ 工場 (店舗等の かつ, その作業場 が50平方メートル へ。) エ ボーリング場, はバッティング線 はバッティング線 オ ホテル又は旅館 オ ホテル又は旅館 オ 市 音舎 ク 店舗, 飲食店そ する用途に供するに供する部分のほで 500平方メートルな 500平方メートルを超えるの 部分の床面積の メートルを超える コ 自動車に直接燃 めの施設又は自動	一般住宅       ア 学校(幼稚園を除く。),         A地区       学校又は各種学校
(水へ。)、 4 (※ 103 T Z) タネの他これら メートル からに附設され、 の床面積の合計 以内のものを際 エケート場、水 ゴルフ練習場又	られ 計 縣 水 取 類 海 が 遙 す 方 た	。),専修 165平方 メートル
すべての解析		すべての道路
TXT.		1メートル以上

に供するものを除く。)	び事務所その他これに類する用途	れらに類する用途に供するもの及	る建築物(店舗,飲食店その他こ	サ 法別表第2(ほ)項各号に掲げ	めの施設又は自動車修理工場	コー自動車に直接燃料を供給するた	メートルを超えるもの	部分の床面積の合計が1,500平方	に供するものでその用途に供する	ケ事務所その他これに類する用途	1,500平方メートルを超えるもの	に供する部分の床面積の合計が	する用途に供するものでその用途	ク 店舗、飲食店その他これらに類	本	カー自動車教習所	オーホテル又は旅館	はバッティング練習場

別表第六卸町地区整備計画区域の項を次のように改める。

							画区域	卸町地区整備計
駅前近接地区 駅周辺地区							駅前商業地区	駅前地区
当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲にあっては、当該	は、当該水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20メートルを加えたもの	は、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの、当該水平距離が8メートルを超える範囲にあって	での真北方向の水平距離が8メートル以下の範囲にあって	までの水平距離が90メートル以下の範囲にある建築物の部分を除く。)から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線ま	を加えたもの イ 当該部分(都市計画道路 3 · 2 · 14卸町大和町線の境界線	線までの水平距離に36分の31を乗じて得たものに31メートル	までの水平距離が30メートル以下の範囲にある建築物の部分に限る。)から都市計画道路3・2・14卸町大和町線の境界	ア 当該部分(都市計画道路 3 ・ 2・14卸町大和町線の境界線

	水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの、
	当該水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平
	距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに20
	メートルを加えたもの
卸町大通り・東	卸町大通り・東   当該部分から都市計画道路3・2・14卸町大和町線又は都市計
の杜大通り地区	の杜大通り地区 画道路3・2・15原町岡田線の境界線までの水平距離に36分の
	31を乗じて得たものに31メートルを加えたもの

別表第九卸町地区整備計画区域卸町大通り 東の杜大通り地区駅周辺地区の項中

卸町大通り・<br/>東の杜大通り<br/>地区駅前近接地区<br/>卸町大通り・<br/>東の杜大通り<br/>・<br/>地区駅の杜大通り<br/>地区<br/>地区駅周辺地区駅周辺地区

改め、 同表岩切羽黒前地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

										英	地区整備計画区	岩切山崎今市東
一般住化C地区	一般住宅B地区	一般住宅A地区	設B地区	近隣サービス施	設A地区	近隣サービス施	ビス施設B地区	業務・沿道サー	ビス施設A地区	業務・沿道サー	流通業務B地区	流通業務A地区
	トル以内であるもの(自動車車庫を除く。)	かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メー	なる部分の軒の高さが2.3メートル以下で,	築物で、第8条の基準に適合しないことと	ウ 物置その他これに類する用途に供する建	が3メートル以下であるもの	となる部分の外壁等の中心線の長さの合計	イ 建築物で第8条の基準に適合しないこと	ア 自動車車庫で建築物に附属するもの	警察官派出所等		警察官派出所等
									第8条	第7条		第7条

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

案を提出する理由である。 建築物に関する制限の内容を変更するため、 岩切山崎今市東地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるとともに、 現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例 卸町地区計画の区域内の

### 第83号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき,議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により,議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1,7番2,7番3,100番,300番3,300番4,300番5,300番6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金25,300,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目6番11号

大林組·鉄建建設·仙建工業·深松組共同企業体

構成員 東京都港区港南二丁目15番 2 号 株式会社大林組

構成員 東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号 鉄建建設株式会社

構成員 仙台市青葉区一番町二丁目2番13号 仙建工業株式会社

構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番1号 株式会社深松組

### 第84号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市役所本庁舎整備第1期 電気設備(強電)工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1,7番2,300番3,300番4,300番5,300番6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金3,875,300,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区大町二丁目2番25号

ユアテック・福興電気・塚田電気工事共同企業体

構成員 仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 株式会社ユアテック

構成員 仙台市若林区東七番丁15番地 福興電気株式会社

構成員 仙台市青葉区上愛子字松原47番地の19 塚田電気工事株式会社

### 第85号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき,議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により,議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市役所本庁舎整備第1期 電気設備(弱電)工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区一番町四丁目300番1,国分町三丁目7番1,7番2,7番3,100番,300番1,300番3,300番4,300番5,300番6,本町三丁目9番4
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金985,930,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目4番23号

太平電気・産電工業共同企業体

構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号 太平電気株式会社

構成員 仙台市若林区荒井東二丁目13番地の1 産電工業株式会社

### 第86号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市役所本庁舎整備第1期 給排水衛生設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1,7番2,7番3,100番,300番3,300番4,300番5,300番6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金1,849,100,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号

アトマックス・加納工業所共同企業体

構成員 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号

株式会社アトマックス

構成員 仙台市宮城野区大梶13番30号

株式会社加納工業所

### 第87号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市役所本庁舎整備第1期 昇降機設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1,7番2,300番3,300番4
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金984,372,400円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
  - 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

### 第88号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市健康増進センター大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目24番 1, 24番 2, 24番 3, 24番 4, 24番 5, 24番 6, 24番 7, 24番 8
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金718,740,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号

アトマックス・加納工業所共同企業体

構成員 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号 株式会社アトマックス

構成員 仙台市宮城野区大梶13番30号 株式会社加納工業所

### 第89号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

1 工事件名 仙台市立沖野小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事

2 工事施行場所 仙台市若林区沖野三丁目81番1,155番,165番1,166番

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 金499,523,200円

5 契約の相手方 仙台市宮城野区小田原一丁目5番12号

仙台土木建築工業株式会社

### 第90号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市太白区役所大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区長町南三丁目1番4, 1番5, 1番6, 1番11
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金548,350,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区大和町五丁目30番22号

隼電気株式会社

### 第91号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市若林区文化センター等(内部)大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区南小泉一丁目1番1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金500,093,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号

株式会社阿部和工務店

### 第92号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工事件名 仙台市立中野栄小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区栄三丁目12番1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額金507,584,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番1号

株式会社深松組

### 第93号議案

### 損害賠償の額の決定に関する件

令和5年9月9日仙台市青葉区霊屋下23番地内の本市の公園において発生した倒木により、仙台市青葉区霊屋下23番2号公益財団法人瑞鳳殿の霊廟等が損傷した事故に関し、本市が当該者に対して支払う損害賠償の額を7,210,200円とすることにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求める。

### 第94号議案

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更の協議に関する件

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について別紙のとおり協議することにつき、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求める。

### 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

### 第95号議案

### 市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第8条第2項の規定により、議決を求める。

	路	彩	泉	名		起 終 点
岡	田	12	25	5 号		仙台市宮城野区岡田字久兵工前26番 同 25番
笹	屋	敷	2	号	線	仙台市若林区荒井字笹屋敷69番 同 66番 1
本	田町	幹	線	1 号	線	仙台市泉区本田町101番137 同 101番209
本	田	町	2	<del>물</del>	線	仙台市泉区本田町101番384 同 120番 3
本	田	町	3	号	線	仙台市泉区本田町101番408 同 120番 5
本	田	町	4	号	線	仙台市泉区本田町101番436 同 101番428
本	田	町	5	号	線	仙台市泉区本田町101番383 同 101番267
本	Ш	町	6	号	線	仙台市泉区本田町101番275 同 101番274
本	Ш	町	7	号	線	仙台市泉区本田町101番323 同 101番332
本	Ш	町	8	号	線	仙台市泉区本田町101番368 同 101番364
本	Ш	町	9	号	線	仙台市泉区本田町101番356 同 101番350
本	Ш	町	10	号	線	仙台市泉区本田町101番210 同 101番348
本	Ш	町	11	号	線	仙台市泉区本田町101番341 同 101番372
本	Ш	町	12	号	線	仙台市泉区本田町101番310 同 101番301
本	Ш	町	13	号	線	仙台市泉区本田町101番296 同 101番290
本	Ш	町	14	号	線	仙台市泉区本田町101番212 同 104番209
本田	日町自転回	車歩行	者専用	月道路 1	号線	仙台市泉区本田町101番390 同 101番377
本田	日町自転車	車歩行	者専用	月道路 2	号線	仙台市泉区本田町101番218 同 127番 4

本田	町自転	車歩行	者専用	道路 3	号線	仙台市泉区本田町119番126 同 104番207
松	森	台	7	号	線	仙台市泉区松森字台89番13 同 89番22

### 第96号議案

### 専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専 決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

仙台市市税条例の一部を改正する条例

# 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年三月三十日

仙台市長 郡 和 子

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例 (昭和四十年仙台市条例第一号)の一部を次のように改正する。

から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。 「地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)附則第二十一条第一項」に、「令和三年度 附則第十一項中「地方税法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七号)附則第十四条第一項」を

附則第四十二項を附則第四十三項とし、 附則第四十一項の次に次の一項を加える。

附則第五条の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」と 令和六年度分の個人の市民税に限り、第二十条ただし書中「当該個人の市民税額」とあるのは、「法

する。

附則

(施行期日)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

2 用し、 改正後の附則第十一項の規定は、 令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、 令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税につい なお従前の例による。 て適

### 第97号議案

### 仙台市農業委員会の委員の任命に関する件

別紙の者を仙台市農業委員会の委員に任命することにつき、農業委員会等に関する法律第8条 第1項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は,赤間敬,阿部康幸,小野寺潔,菊地郁夫,熊谷幸夫,齋藤清太, 柴田市郎,鈴木可和,髙橋勝彦,髙山真里子,嶺岸若夫,郷古雅春,中嶋紀世生, 相原元浩,大泉権吾,佐々木功治,庄子みゆき,松原菊男及び三浦彰芳

### 第98号議案

### 仙台市資産等公開審査会の委員の委嘱に関する件

仙台市資産等公開審査会の委員金谷吉成,中林暁生,皆川潤,成田由加里及び橋浦佳子は令和6年6月30日に任期を満了するので,別紙の者を後任の委員に委嘱することにつき,仙台市資産等公開審査会条例第4条第2項の規定により,同意を求める。

※上記別紙の者は、金谷吉成、中林暁生、皆川潤、成田由加里及び橋浦佳子